

# 掃除サービスのトラブルにご注意！

## ＜今回の相談事例＞

突然訪ねてきた業者に「10,000円で換気扇の洗浄と台所の清掃をする」と勧誘を受けた。ちょうど年末に向け大掃除をしようと思っていたので、その場でお願いした。ところが、掃除が終わったあと「20,000円」と言われ、最初と話が違うので理由を尋ねたところ「汚れがひどかったので、追加料金が必要」と言われた。仕方なくその場で支払ったが、追加料金について事前に説明がなかったのに納得がいかない。（80代女性）

## 【アドバイス】

### ●クーリング・オフができます。

今回の相談のように訪問してきた事業者と自宅で契約を締結した場合は、「訪問販売」に該当するため、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。もし、契約書面を受け取っていない場合は、8日を過ぎてもクーリング・オフができますので、できるだけ早く消費生活センターに相談してください。

### ●1社で決めず、複数の事業者と比較検討して契約をしましょう。

これから年末に向けて掃除サービスの利用を検討されている方が増え、事業者からの勧誘も増えますが、1社で決めずに、複数の事業者から見積もりを取り、自分の希望するサービスが含まれているか、追加料金等の条件もよく確認し、家族にも相談し、納得した上で契約をするようにしましょう。

### ●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

## 二セ電話詐欺に要注意！

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782
消費者ホットライン ☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります）	
福岡県警察相談窓口 ☎ #9110（24時間対応）	



まもりん



みもりん